

移動等円滑化基準チェック表

根拠法令		設 備 基 準		チエ ック	審 査	
特 定 路 外 バ リ ア フ リ ー 新 法 関 係	基準省令 第2条	車いす用駐車スペースを1以上設けなければならない(二輪除く)				
		幅は、3.5m以上あるか				
		車いす使用者駐車施設表示をすること				
	移 動 円 滑 化 経 路	基準省令 第3条	移 動	長さが出来るだけ短くなる位置に設けること		
				道又は、公園、広場その他の空き地までの経路のうち1以上を移動円滑化経路とする		
			円 滑 化 経 路	経路上に段を設けないこと(傾斜路を併設する場合を除く)		
				出入口の幅は、80cm以上		
				通路幅は、1.2m以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること		
				傾斜路の幅は、段に代わるものは1.2m以上、段に併設するものは、90cm以上		
				傾斜路の勾配は、1/12を超えないこと (高さが16cm以下のものは1/8)		
				傾斜路の高さが75cmを超えるものは、(勾配が1/20を超えるものに限る)は、高さが75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること。		
傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える場合、手すりを設けること						
大阪府生活環境の保全等に関する条例 第41条の3	アイドリング・ストップの周知 (『500m ² 以上の駐車場を管理するものは、看板、放送、書面等により当該駐車場を利用する場合には原動機を停止すべきことの周知のための措置を講じなければならない』と条例に定め)					